**平成２４年（フ）第１５６号**
宮崎市大坪東１丁目19番30号
債務者　川野　竜朗
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第５０号**
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2956コーポ下平Ｂ―Ｄ、前住所青森県八戸市大字妙字大開３番地101　エレガンスハイツ６号
債務者　東田　佳苗
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２４年（フ）第５６号**
青森県八戸市大字新井田字松山下野場７番地15　湊病院内、前住所青森県八戸市大字鮫町字大槻窪30番地１
債務者　風張　和美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２４年（フ）第６２号**
青森県弘前市大字安原３丁目７番地７
債務者　成田　裕介
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２４年（フ）第１２４号**
富山市水橋町402番地
債務者　相山　　功
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第７１号**
青森県平川市苗生松下東田41番地２　市営住宅５棟302号
債務者　石山　健司
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２４年（フ）第１１２号**
神奈川県横須賀市長沢２丁目１番３号　野比ヨットクラブ102
債務者　手塚　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第８４号**
北海道白老郡白老町字竹浦111番地130
債務者　藤間　大子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第８６号**
北海道登別市栄町４丁目21番地４　乾アパート左号室
債務者　上森　由希
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第１７４号**
茨城県水戸市河和田町2486番地の５
債務者　半田よし江
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第１９３号**
茨城県ひたちなか市大字高場７番地ヤマトハイツ202号
債務者　助川とも子（旧姓大藤）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第２０２号**
茨城県水戸市笠原町1360番地の36
債務者　鬼澤　憲一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第２０１号**
神奈川県平塚市四之宮２丁目20番10号　日本クラウンコルク山王寮
債務者　二見智香子（旧姓田浦・小山）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２１８号**
神奈川県秦野市曲松２丁目５番26号　コーポフォレスト201号
債務者　中村恵美子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２３７号**
神奈川県秦野市東田原601番地の18
債務者　元橋　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第３９０号**
京都府八幡市八幡小松17番地の11
債務者　関大建設工業こと　窪田　正一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第５４４号**
京都市北区上賀茂土門町４番地３　エルメスハイツ306号
債務者　賀茂人こと　外池　慎也
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係